

規制の事後評価書

法令の名称：環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：法的関与要件に交付金事業を追加

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：環境省大臣官房環境影響評価課

評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・地方の裁量を高めるため補助金が交付金化されつつある中、従来は補助金を用いて行われる事業であったため法対象となっていた事業が、補助金の交付金化により法対象事業ではなくなることが想定された。
- ・これに対応するべく、政令第4条において、事業内容の決定に環境影響評価の結果を反映させる方途がある交付金を指定し、対象事業に位置づけた。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

- ☐おおむね想定どおり
- ☐想定を下回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を下回り、対応の変更が必要
- ☒想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

- ☐おおむね想定どおり
- ☐想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を上回り、対応の変更が必要
- ☒想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

- ☐おおむね想定どおり
- ☐想定を上回るが、対応の変更は不要
- ☐想定を上回り、対応の変更が必要
- ☒想定を設定していないが、対応の変更は不要
- ☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

- ・従前の環境影響評価法において、法が対象とする事業の条件である許認可等による国の関与（以下「法的関与要件」という。）には、補助金の交付を受けて行う事業が含まれていたものの、交付金の交付を受けて行う事業は対象事業に含まれておらず、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価が適切に行われない可能性があった。従前の法が対象としていた許認可等による要件で、ほとんどの事業を網羅できている状況ではあったが、法的関与要件に交付金の交付を受けて行う事業を対象事業に追加したことにより、従前の法の対象事業に該当しない事業を新たに1件対象事業として捕捉することができた。これにより、導入時に見込んだとおり、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に係る環境の保全について適正な配慮が促され、環境影響評価の適切な実施に寄与していると考えられる。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

- ・改正後の法の対象となる交付金の交付を受けて行う事業の実施を予定している事業者において、費用の負担が発生している。本規制によって新たに対象となった事業1件における全体の手続に要する期間は、1753日であった。一方で、制度検討当時に法の対象となる交付金の交付を受けて行う事業として想定されていたものであって、本規制開始後の平成24年度から令和5年度までに本規制によって新たに対象となり環境影響評価手続がとられた事業は、本規制がなかった場合には、各地方公共団体の条例による環境影響評価手続を経る必要があったといえる。

■行政費用

- ・環境大臣及び許認可等権者が、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査するため、それに伴う体制の増強に係る費用負担が発生している。準備書及び評価書への環境大臣意見の発出に当たり、環境省の担当者が作業に要する時間を900時間、単価を2,676円（平均給与月額：414,801円（令和6年国家公務員給与等実態調査の結果）÷155時間（月間総労働時間：7時間45分/日、1ヶ月で20日勤務））とすると、2,408,400円/件となり、本規制開始後の平成24年度から令和6年度までに1件の法に基づく環境影響評価手続が取られたため、2,408,400円の行政費用が発生したといえる。許認可権者における費用負担についても、同一の審査期間に並行して審査を行うため、同様に2,408,400円の行政費用が発生したといえる。また、上記のほか、地域に生息・生育する動植物や生態系等に関する基礎的な情報整備の促進に係る費用が発生しているが、こちらについては、従前から運用しているサイト上に掲載する措置を講じており、追加的な予算は特段発生していない。以上の情報を総括すると、合計2,408,400円の行政費用が発生したといえる。

■その他の負担

- ・特になし

3 考察

- ・交付金事業のうち規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象事業に追加したことにより、事業に係る環境の保全について適正な配慮が図られており、実施に伴う負担は過大なものではないことから、本制度は継続することが妥当である。